株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成21年11月6日株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

株券電子化により株券の名義書換が不要となるなど、基準日等の日に決済を行うことが可能となったことから、有価証券の普通取引において基準日等が設定される場合には、株主確定等のため、売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い(以下「5日目決済」といいます。)及び株式の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合等に行っている売買停止を行う取扱い(以下「期間売買停止」といいます。)を廃止するなど、業務規程等の一部改正を行うこととします。

2. 改正概要

(1) 株券等の5日目決済の廃止について

- ・内国株券、新株予約権証券、日経300株価指数連動型上場投資信 託の受益証券、外国株券及び外国新株予約権証券の普通取引について、5日目決済を廃止します。
- ・普通取引について、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の2日前(休業日を除きます。以下日数計算において同じ。)の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日。)とします。
- ・合併、株式移転、株式交換又は会社分割により上場廃止となる場合の上場廃止日は、効力発生日の3日前の日とします。

(2) 期間売買停止の廃止について

- ・株式(受益権を含む。)の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合に行っている期間売買停止を廃止します。
- ・期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生の日の3日前の 日から、普通取引の売買単位を株式併合等の効力発生後の単元株 式数(会社が単元株式数を定めないときは1株)とします。
- ・株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日を新たに定めます。

(4) その他

・その他所要の改正を行うこととします。

3. 施 行 日

平成21年11月16日から施行します。

(備 考)

- ·業務規程第9条第 3項、受託契約準 則第10条第2項等
- ·業務規程施行規則 第17条第2号
- ・株券上場廃止基準 の取扱い4
- · 業務規程第28条第 1号
- ・業務規程第15条第 1号aの(a)
- ・業務規程第25条の 2、業務規程施行 規則第17条の2